

グループホーム敬愛 運営規程

認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(事業の目的)

第1条 有限会社松永メディコが開設する、指定認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム敬愛」(以下敬愛という)が行う、指定認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の事業(以下事業という)の適切な運営を確保する為に管理運営に関する事項を定め、要介護及び要支援状態にある高齢者(以下利用者という)に対し、適正な指定認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 敬愛の職員は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にある利用者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び著しい行動異常がある者並びに認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く)が敬愛において、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄の介護その他の日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように努める。

2. 敬愛の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供をする。

4. 利用者及び家族に対し、サービス内容及びその提供方法について、わかりやすく説明する。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第3条 敬愛に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 (常勤・兼務2名)

管理者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行うとともに、職員への指示並びに業務管理を行う。

2. 計画作成担当者 (常勤 兼務 2名 うち介護支援専門員2名)

計画作成担当者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行うとともに、適切なサービスが提供されるように介護計画を作成並びに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病医院などの連絡、調整を行う。

3. 介護従事者 (常勤 専従12名 うち看護職員2名・常勤 兼務4名)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

看護職員は、看護業務並びに健康管理を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 グループホーム敬愛

所在地 広島県福山市松永町五丁目9番11号

(利用定員)

第5条 利用定員は、18名とする。

(認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 健康体操
2. 各利用者ごとに計画したリハビリテーション
3. 利用者各人の趣味及び嗜好活動の支援
4. 調理、掃除、洗濯その他家事の介助
5. 入浴、食事、排泄、着替え等の介助
6. 地域の人々との交流（当施設の花火大会等）
7. お花見などの行楽活動
8. 相談、支援

(利用料等)

第7条 1. 利用料は、介護報酬の告示上の額とするが、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

	1日	1ヶ月						
	基本 1割	加算合計 30日	介護職員等処 遇改善加算Ⅲ	介護報酬 30日	居室料	食材費	共益費	合計
要支援2	749	2200	所定単位 の15.5%	28,494	60,000	44,220	21,320	154,034
要介護1	753	2200		28,632				154,172
要介護2	788	2200		29,845				155,385
要介護3	812	2200		30,677				156,217
要介護4	828	2200		31,231				156,771
要介護5	845	2200		31,820				157,360

(単位:円)

- *利用者負担割合が、2割・3割の方は自己負担金と加算の合計金額が2倍・3倍。
- *加算合計は、医療連携体制加算Ⅰロ(47円/日)、医療機関連携加算Ⅱ(5円/日)、協力医療機関連携加算(月100円)、サービス提供体制加算2(18円/日)。
- *初期加算 30円/日(入居日より30日間は介護保険1割負担分に30円/日を加算)。
- *その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適切と認められる費用。
- *生活保護受給者は、部屋代の割引あり。

2. 月の中途入居若しくは中途退居となる場合は日割りとする。
3. 入院中は部屋代のみ徴収する。
4. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、事業所の指定する方法により指定期日までに受けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

- 第8条 1. 利用者の基準は、要支援2以上の認定を受けた認知症の状態にある者とするが、以下の者については入居を拒否する場合がある。
- ①当該認知症に伴って著しい精神障害を呈する者
 - ②著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
2. 入居後、上記①～③の状態若しくは要介護区分が要支援1以下となった場合、退居してもらう場合がある。
3. 退居に当たっては、敬愛職員と利用者及び利用者家族と関係市町村、連携施設、協力医療機関とも十分話し合い、受け入れ先を確保することに努める。
4. 当施設は、家族希望が有れば、協力医療機関と連携し看取り介護を行う。

(苦情処理)

- 第9条 利用者若しくは利用者家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整理等、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

- 第10条 1. 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2. 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(衛生管理)

- 第11条 1. 指定認知症及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2. 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第12条 利用者の心身の状態に異常その他緊急事態が生じたときは、主治医、若しくは協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害(火事、風水害、地震等)に際して、必要な具体的計画及び避難、救出訓練について、別に防災管理規定ならびに業務継続計画を定め年2回以上の訓練と研修を行う。

(秘密保持)

- 第14条 1. 職員は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であった者にそれらの秘密を保持させるため、職員で無くなった後においてもそれらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とする。

(調査への協力)

- 第15条 市町村が行う調査に対しては積極的に協力するとともに、指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第16条 感染症や非常災害の発生時に利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずる。
1. 業務継続計画の策定。
2. 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施。
3. 定期的な業務継続計画の見直し及び変更。

(身体拘束防止のための措置に関する事項)

- 第17条 入居者の身体拘束防止のため、次の措置を講じます。
1. 身体拘束防止を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知をする。
2. 身体拘束防止の指針の整備
3. 定期的な研修の実地
4. その他の身体拘束防止のために必要な措置

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第17条 入居者の人権擁護のため、次の措置を講じます。
1. 虐待防止を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知をする。
2. 虐待防止の指針の整備
3. 定期的な研修の実地
4. 虐待防止に関する担当者の配置
5. その他の虐待防止のために必要な措置
6. 当事業所サービス利用中に虐待を発見した場合、福山市に通報

(ハラスメント防止対策に関する事項)

- 第18条 職場内及び入居者やその家族等間のハラスメントを防止するために、基本方針と指針を定めて、年1回以上の研修を行います。
また、事業所内と法人内に相談窓口を設置します。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 1. 介護の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
採用時研修 採用後1ヶ月以内

定期研修 2か月に1回

その他必要に応じた研修 随時

2. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。
3. この規定を定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社松永メディコと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

追記 平成14年6月25日規程変更。

追記 平成18年6月20日規程変更。

追記 平成21年9月1日規程変更。

追記 平成24年4月1日規程変更。

追記 平成25年1月25日規程変更。

追記 平成25年8月1日規程変更。

追記 平成26年4月1日規程変更。

追記 平成27年5月1日規程変更。

追記 平成28年4月1日規程変更。

追記 令和元年10月1日規定変更。

追記 令和2年3月1日規定変更。

追記 令和3年3月1日規定変更。

追記 令和4年1月4日規定変更

追記 令和4年4月1日規定変更

追記 令和4年10月1日規定変更

追記 令和6年3月21日規定変更

追記 令和6年4月1日規定変更

追記 令和6年6月1日規定変更